

# 農業委員会だより

平成26年12月1日  
第40号 田原市農業委員会  
☎23局3519 / FAX22局3817  
<http://www.city.tahara.aichi.jp/section/noui/>

## ◆農地利用集積促進員(農業委員会委員を除く)

氏名	住所	電話番号	校区
松井茂雄	神戸町西中島1番地	22局2430	神戸
細井儀宣	豊島町東屋敷8番地	22局2003	田原東部
岡田和夫	吉胡町郷中203番地1	22局3409	童浦
木下哲彦	片浜町前畑30番地1	22局3469	童浦
杉浦道悟	野田町弥次兵衛69番地1	25局0121	野田
山田 通	野田町仲瀬古38番地	25局0255	野田
横田 均	赤羽根町西瀬古49番地	45局2689	赤羽根
本田 司	若見町下地26番地2	45局3336	若戸
中村藤祐	小塩津町東瀬古21番地	38局0013	堀切
粕谷清明	伊良湖町長切2416番地	35局6026	伊良湖
本田敏郎	亀山町岡山2番地16	35局1209	亀山
天野靖浩	中山町成美161番地	32局0926	中山
森下政治	小中山町北郷236番地	32局0743	中山
橋本 朗	折立町蔵道上127番地10	32局2407	清田
鈴木春彦	伊川津町郷中69番地	37局0365	泉

農地利用集積促進員が決定  
農地の売買・貸借の仲介や  
有効利用の促進を行います

農業経営基盤強化促進法に基づく  
事業や、農業委員会活動の円滑な実  
施を促進するため農地利用集積促進  
員が設置され、9月1日に決定しま  
した。業務の内容は、農地の売買や  
貸借の仲介・農地の有効利用の促進  
などです。

任期は、平成29年7月27日まで

す。農業委員は農地利用集積促進員  
を兼務しますので、農業委員以外の  
皆さんをご紹介します。  
(敬称略)

無断転用は法律違反です!

農地を宅地などに転用するには  
農地法の許可が必要です

●農地転用とは

農地転用とは、農地を住宅、資材  
置場、駐車場など農地以外の用地に  
転換することです。一時的に資材置場

などに利用しても転用になります。

●農地を転用する場合

次のような場  
合には、事前に  
許可が必要とな  
りますので、農  
業委員会事務局  
へご相談くださ  
い。

【農地法第4条許可】

自分名義の農地を、自分で宅地や  
駐車場・資材置場などにするとき

【農地法第5条許可】

自分名義以外の農地を買ったり借  
りたりして、宅地や駐車場・資材  
置場などにするとき

●許可を受けずに転用した場合

許可どおりに転用しなかった場合  
いずれも農地法違反です。工事の  
中止、原状回復などの命令がなされ  
る場合があります。

また、罰則の適用もあります。

◎違反転用

3年以下の懲役または300万円  
以下の罰金(法人は1億円以下の  
罰金)

◎違反転用における原状回復命令違反

3年以下の懲役または300万円  
以下の罰金(法人は1億円以下の  
罰金)

